

地域医療に従事する医師を確保するための 地域医療介護総合確保基金の弾力的な運用

【担当省庁】厚生労働省

奈良県における取組

医師確保修学資金貸与事業

- 貸与期間の1.5倍の期間、県が指定する医療機関等において医師業務に従事することを返還免除要件に、奈良県立医科大学等が定員増に伴い設定した入学枠の学生に対して、修学資金を貸与。(H20年度～)
- 令和元年度までに140名に修学資金を貸与しており、その内55名が卒業し、現在48名がキャリアパスに基づき県内の医療機関において、医師として義務従事中。
- 大阪府、京都府等、都市部に隣接しているため、修学資金貸与者をはじめ、**奈良県立医科大学の学生は県外出身者が多く占めているが、県外出身の卒業生であっても一定の県内定着が図られている。**

◆奈良県立医科大学在学者（1年）及び修学資金貸与者、
貸与者の内卒業生、義務従事者の出身地（平成20年度～令和元年度）

出身地	医大 在学者※	修学資金 貸与者 ①	①の内 卒業生 ② (H26～)	②の内 義務従事者 (H26～)※
県内	415人(30.1%)	28人(20.0%)	26人	22人
県外	962人(69.9%)	112人(80.0%)	29人	26人
計	1,377人(100%)	140人(100%)	55人	48人

※留年者を含む

※臨床研修を含む

【課題】

- 医師確保修学資金貸与事業については、これまで地域医療介護総合確保基金を活用。平成30年度より、全国的に医学生の地元定着率が高いことを理由に基金の活用が県内出身者を対象とした事業に限定された。

国にお願いすること

- 県外出身者でも一定の県内定着率がある、または県内出身者だけでは必要医師数の確保が困難である場合等、地域により実情が異なることから、医師確保修学資金貸与事業については、**県内出身者だけに限定せず、基金を弾力的に活用できるようにしていただきたい。**

【県担当部局】 医療政策局 医師・看護師確保対策室